

公共事業によって引き起こされる種の絶滅を防ぐ

提言

- ・ 公共事業を「種の保存法」の適用除外とする規定(第54条)を削除する。
- ・ すべての行政機関に対して、種の存続に影響を与えないことを保証する実体的な義務を課すこと。その履行を確保するための法システムを整備する。
- ・ 行政機関は、種の存続に影響を及ぼすおそれのある事業の意志決定をしようとするときは、事前に生物学的アセスメントを行い、環境大臣と協議し、その意見を求める。
- ・ 環境大臣は、上記の意見を提出するに際し、専門の科学者からなる科学諮問委員会の意見をもとめ、その意見を尊重する。
- ・ 上記実体的義務に違反し、種の存続に影響を与えた場合には、その意志決定を行った者に対し、「種の保存法」上の制裁を課す。

関連条文

第54条(国等に関する特例)

施行規則第1条2の4項(捕獲等の禁止の適用除外)

解説

諫早湾干拓事業、川辺川ダム計画、中城新港埋立事業(泡瀬)、普天間飛行場移設計画(辺野古)などのように、大規模な公共事業が種の存続に重大な影響を及ぼす事例は多く、とりわけ、公共事業による種の絶滅は深刻である。国の政策、計画、事業などが最大の絶滅原因となりうるという認識をもつことが、絶滅阻止の第一歩となる。本来、公益実現のために行われるべき公共事業によって、種の絶滅が促進されるという事態は、あってはならないことである。ところが、「種の保存法」では、第54条の特例によって、公共事業に対しては、種の保存法にある環境大臣の権限が制限され、骨抜きとなってしまっている。また、個体を移動・移植さえすれば(施行規則第1条2の4項)、生息地を破壊するような行為が許されてしまっている。

したがって、公共事業などの行政機関の公的な行為によって、種の絶滅が惹起されている現実を直視し、このような公共性に反する行政上の意志決定がなされないようにするため、行政機関に対し、そのすべての行為が種の存続に影響を与えないことを保証する義務を課す必要がある。しかも、この義務は、単に一定の手続きを済ませればよいという手続き上の義務ではなく、種の存続という結果を実現する実体的な義務とすべきである。

その一方で、もし行政機関が種の存続に影響するおそれのある事業の意志決定をしようとするときは、環境大臣と協議し、その意見を求めるとともに、環境アセスメントの前に、生物学的なアセスメントを行うべきである。もちろん、専門の科学者からなる科学諮問委員会の意見を求め、その意見を尊重する必要もあろう。そして、上記実体的義務に違反し、種の存続に影響を与えた場合には、その意志決定を行った者に対し、種の保存法上の制裁を課するようにすべきである。

事例1：川辺川ダム計画と希少洞窟性生物

川辺川ダム事業(国交省)が計画されている球磨川水系・川辺川は、豊かな森の象徴であるクマタカが生息し、大型のアユ(尺アユ)が捕れることで知られ、ダム計画は、自然環境上の問題だけでなく、利水や治水の面からも、計画の見直しが求められている。川辺川ダムが建設された場合、五木村にある九折瀬(つづらせ)洞窟の大半が水没してしまう。その九折瀬洞窟にはユビナガコウモリ等のコウモリ類によって支えられる洞窟性の生態系が成立しており、なかでもイツキメナシナミハグモ(環境省RDB絶滅危惧I類)、ツヅラセメクラチビゴミムシ(環境省RDB絶滅危惧I類)など他の洞窟では見られない固有種が生息し、絶滅が危惧されている。国土交通省は、コウモリ類の移動確保として、水没しない洞窟へ連結する新たなトンネルを掘削して、保全措置を図るとしているが、全国的にも成功例がないばかりか、微妙なバランスに保たれた洞窟内の気象条件や地形によって成立するコウモリ類や希少生物の生息状況までを復元できる確証はどこにもない。

絶滅危惧種でもあり、固有種でもあるものが種の保存法の政令指定種になっていないばかりか、その種の存続が公共事業によって危ぶまれている。



ニホンカワウソ：食肉目イタチ科
絶滅危惧種。1800年代後半までは東京にも生息していたカワウソ。毛皮猟と開発、水の汚染、餌の減少により1979年以降その姿は確認されず「幻」の動物に。

コラム

「種の保存と財産権・公益調整」

日本の「種の保存法」は、第3条で「関係者の所有権その他の財産権の尊重」と「国土の保全その他の公益との調整」に留意しなければならないと明記されている。民主国家としては、あたりまえの条項のように思えるが、米国の「絶滅危惧種法」はそうではない。アラスカ先住民などの生存権のみは、絶滅危惧種保護の例外とされているが、国民や企業の所有権、他省庁との公益調整を理由に、絶滅危惧種の保護が後回しにされることはない。なぜなら、生物種を絶滅させてしまえば、何億円何兆円を使っても、その種を復活させることはできないからだ。日本の「種の保存法」の政令指定種がわずか73種にとどまっているのも、ここに理由がある。緊急に絶滅を防止しなければならない場合は、財産権・公益調整よりも、種の保存を優先するよう、第3条を改正する必要がある。